

平成18年11月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成18年12月8日～11日

場 所 第5委員会室

平成18年12月8日（金曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○ 議案第1号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

○ 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○ 議案第10号 工事請負契約の締結について

○ 議案第12号 有料道路「一ツ葉道路」の事業変更に係る同意について

○ 議案第13号 宮崎県道路公社の業務の範囲及び道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について

○ 議案第14号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- ・ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（別紙2）

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・ 平成17年宮崎県観光動向調査結果について
- ・ 川内川河川激甚災害対策特別緊急事業の採択について
- ・ 高速道路建設予定地内の補償金目的植栽行為箇所数等について

出席委員（9人）

委員 長 黒木 覚 市
副委員 長 中野 廣 明

委員 植野 守
委員 坂口 博美
委員 徳重 忠夫
委員 濱砂 守
委員 横田 照夫
委員 長友 安弘
委員 権藤 梅義

欠席委員（なし）
委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 落合 兼久
商工観光労働部次長（商工担当） 大野 俊郎
商工観光労働部次長（観光・労働担当） 宮永 博美
部参事兼商工政策課長 河野 富二喜
新産業支援課長 矢野 好孝
企業立地対策監 吉田 親志
地域産業振興課長 矢野 次孝
部参事兼経営金融課長 中武 賢藏
観光・リゾート課長 松原 英憲
労働政策課長 西 盾夫
地域雇用対策監 西野 博之
工業技術センター副所長 黒木 幸英
食品開発センター所長 柏田 雅徳
県立産業技術専門校長 坂口 正紀

土木部

土木部長 野口 宏一
土木部次長（総括） 久保 哲博
土木部次長（都市計画・建築担当） 河野 強
部参事兼管理課長 後藤 厚一

用地対策課長	小野健一
技術検査課長	郷田五男
道路建設課長兼 道路保全課長	荒川孝成
河川課長	児玉宏紀
ダム対策監	新田省策
砂防課長	児玉幸二
港湾課長	河野大樹
空港・ポート セールス対策監	立脇政利
都市計画課長	藤村直樹
公園下水道課長	富高康夫
建築住宅課長	江川雅俊
営繕課長	藤山登
施設保全対策監	藤原憲一
高速道対策局次長	舟田宏

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中浩輔
議事課主任主事	今村左千夫

○黒木委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程であります。今回、議案及び報告事項がない労働委員会事務局につきましては、待機ということで考えておりますので、よろしく願いいたします。また、土木部につきましては、商工観光労働部が終了した時点で連絡をしたいと思います。よろしく願いします。その間、少々の休憩をしたいと思いますので、御了承ください。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託をされました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○落合商工観光労働部長 きょうは、平成18年11月定例県議会提出議案並びに当商工観光労働部をめぐる最近の動き、お手元の方に書いておりますが、平成17年の観光動向調査結果について御説明をいたしたいと思っております。

最初に私の方からは提出議案について御説明をさせていただきます。お手元に冊子の提出議案があると思っておりますが、17ページをお開きいただきたいと思っております。議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。この条例は、知事の権限に属します事務の一部を市町村が処理することに関し、必要な事項を定めたものでございます。このうち、商工観光労働部関係につきましては、議案の33ページから37ページというふうになっておりますが、お手元の方にお配りしております常任委員会資料の方で御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。まず、改正理由を書いておりますが、1にありますように、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、関係規定の追加を行うものでございます。次に、2の権限を移譲する事務の概要であります。

表にありますように、新産業支援課に係る工場立地法など6法令に基づく合計66の事務について宮崎市ほかに移譲することとしております。また、施行期日につきましては、3に書いておりますように平成19年4月1日からとなっております。なお、2ページ以降でございますが、これは今回の条例改正に伴い、追加を行う規定につきまして記載をしておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

私の方からは以上でございますが、市町村へ権限を移譲する事務の概要、報告事項につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○吉田企業立地対策監 私の方から議案第6号につきまして、新産業支援課分について御説明したいと思います。

1ページの2番の表を見ていただきたいと思っておりますが、工場立地法に基づくものでございまして、一定規模以上、敷地面積が9,000平米以上または建築面積が3,000平米以上の工場の設置に係る届け出の受理等に関する10事務でございまして、取り扱い希望のありました都城市及び日向市に対し、これらの事務処理に関する権限を移譲するものでございます。以上でございます。

○矢野地域産業振興課長 同じく議案第6号につきまして御説明をいたします。

同じく資料の1ページでございますが、2のところの表の地域産業振興課の欄をごらんいただきたいと思っております。今回の条例改正によりまして権限を移譲する事務につきましては、中小小売商業振興法、同法施行令、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づくものであります。これらの法令では、中小小売商業の振興や小規模事業者の経営改善を図るため、商店街振興組合や商工会等が例え

ばアーケードや街路灯あるいは駐車場、共同店舗といった施設を整備する事業等を実施する場合の事業計画の認定や事業の実施状況の報告徴収といった計16の事務が県の権限として規定をされております。今回の条例改正では、これらの事務処理に関する権限を取り扱い希望のありました宮崎市、都城市、延岡市に移譲するものであります。なお、これらの法令に関する事業計画の認定を受けることによりまして、補助金、金融などといった特別な支援を受けられることが可能となります。

説明は以上でございます。

○中武経営金融課長 経営金融課でございます。同じく議案第6号について御説明いたします。

同じ資料の1ページ、2の表の経営金融課の欄でございます。今回の条例改正により権限を移譲する事務は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合の認可、指導監督等に関する事務でございます。中小企業等協同組合法では、今回権限を移譲する事業協同組合や企業組合等の設立認可を初め、定款変更の認可、検査の実施など指導監督に関する22の事務が、また次の中小企業団体の組織に関する法律では、今回権限を移譲する協業組合に関する11の事務がそれぞれ県の権限として規定されておまして、今回の条例改正は、取り扱い希望のありました宮崎市及び都城市、延岡市に対し、これらの事務処理に関する権限を移譲するものでございます。

説明は以上でございます。

○松原観光・リゾート課長 観光・リゾート課でございます。同じく議案第6号について御説明いたします。

資料1ページの2の表の観光・リゾート課の欄をごらんください。今回の条例改正により権

限を移譲する事務は、国際観光ホテル整備法に基づくものであります。国際観光ホテル整備法には、国際観光ホテル・旅館として備えるべき洋室の設備内容や外国語表記、接客スタッフの教育など一定の基準が定められており、これらの基準などに適合していない登録ホテルなどに対しての施設改善の指示を初め、指示に関する国への通知、登録ホテルなどからの事業報告の徴収、立入検査の実施など7つの事務が県の権限として規定されております。今回の条例改正は、取り扱い希望のありました都城市及び延岡市に対し、これらの事務処理に関する権限を移譲するものであります。

引き続きまして、報告事項でございますが、6ページをごらんください。平成17年の宮崎県観光動向調査結果について御報告いたします。この調査は、平成17年1月から12月までの間の観光客の状況であり、主要国道などの県境での自動車入り込み台数調査、交通機関の客数調査などをもとに推計したものでございます。

調査結果につきましては、まず1の観光客数についてであります。総観光客数は1,200万8,000人、前年比0.2%の減であり、県外客については450万1,000人、前年比4.1%の減となっております。なお、県外客の減少は平成9年以降9年連続であります。一方、県内においては750万7,000人、前年比2.4%の増となっております。県外客は春夏は堅調に推移しておりましたが、台風14号の影響により年間では減少したものと考えております。また、県内客は、道の駅「フェニックス」などの新しい施設への誘客効果などにより増加したものと考えております。

次に、2の観光消費額ですが、総額869億9,120万円、前年比0.6%の減で、県外客分は563億8,900万円、前年比2.1%の減、また県内客分は306億220

万円で前年比2.2%の増となっております。

次に、3の県外客の交通機関別の入り込み数でございます。例年どおり自家用車の利用が293万1,000人と最も多く、全体の65.1%を占めており、その他の利用交通機関は航空機、バス、鉄道、船舶の順となっております。

次に、4の県外客の居住地別構成、県外客がどこから本県に来ているかということでございますが、九州内が78.4%と最も多くなっております。

最後に、5の県内外国人宿泊客数でございますが、総数で6万2,544人、前年比で28%の減少となっております。これは、前年の韓国からの大型インセンティブツアー等の反動により減少したものと考えておりますが、一方、香港や台湾についてはチャーター便ツアーが好調で順調な伸びを示しております。詳細は7ページ以降をごらんください。

観光・リゾート課からは以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案関係について質疑はございませんか。

○権藤委員 産業支援と観光・リゾートなんです。改正の理由というところでは希望する市というふうになっているんですが、宮崎市が入っていないのは希望していないというふうに解釈していいんですか。

○吉田企業立地対策監 これを権限移譲するに当たって各市町村に希望の有無を聞いたところ、宮崎市については準備期間が欲しいので、20年4月までにやるということで準備をしたいというふうに回答いただいております。

○松原観光・リゾート課長 宮崎市につきましては、同様に意向をお伺いしたんですけれども、現在、事務処理体制の整備等の観点から宮崎市については移譲の希望がなかったということで

ございます。しかしながら、県といたしましては、残りの市町村につきましてもぜひ引き受けさせていただきますよう今後も働きかけていきたいというふうに考えております。

○**権藤委員** わかりました。

○**横田委員** 移譲の希望先が2市か3市にとどまっているのですけれども、これで県の事務負担というのはどれぐらい減少するものなんでしょうか。

○**吉田企業立地対策監** 工場立地法に関して申し上げますと、工場立地法でこういう届け出がありましたのが平成17年度ですけれども、39件ありました。このうち、都城市と日向市にしますと13件ということになりまして、3分の1の事務が県としては軽減されたということになるかと思えます。

○**矢野地域産業振興課長** 地域産業振興課の関係でございますけれども、実はこの2つの法律に基づくそれぞれの事務につきましては、一番最近では平成12年に認定をしております、その後ございません。来年、中小小売商業振興法に基づく認定の申請というのが都城市の方から出てくるのではないかというふうに思っておりますけれども、事務量としてはそう過大なものではないというふうに思っています。

○**中武経営金融課長** 経営金融課でございますが、中小企業等の協同組合の件数が県下で453件ほどございます。その中で、今回は認可とか組合の設立とかそういう事務があるわけですけれども、例えば組合設立件数でいいますと、17年度14件全県でやっております。そのうち、3市の分が5件ほどということで、事務的にはそんなに多くはないんじゃないかというふうに思っております。定款変更件数が17年度に全体で49件ほどございましたが、そのうち、3市でやっ

たのが5件ということでございまして、1割程度ということで見えております。

○**松原観光・リゾート課長** 国際観光ホテル整備法に基づきます登録ホテルにつきましては、県内36施設ございます。都城に2施設、延岡は今のところゼロでございます。また、例年におきましては、大体年に2件から3件ほど安全面についての立入検査を行っております。都城市につきましては、16年に2回、18年に1回やっておりますので、当面は都城市についての立入検査というのは考えておりませんので、事務負担の大幅な軽減というのは想定されていないところでございます。

○**黒木委員長** ほかにございせんか。

○**坂口委員** 関連して、財政、総務になるのかなと思うんですけれども、結果的に権限移譲して市町村が事務処理やりますね。当然それに伴う財源が翌年度交付税か現年度の見込みかでなされていると思うんです。そうなると、幾らかでも県にも権限が残り、市町村にも移行していくというと、両方で体制の整備が必要かなと思うんですけれども、そこらのところの財政の仕組みと、仮にそういうぐあいに事務処理数に応じて交付税が措置されていくものならば、譲るなら譲るで徹底的に県の権限から市町村に完全移行していかないと、効率化とか費用対効果見たときにどうかなと思うんですけれども、そこらの仕組みというのは、所管が違ってもわからないんですけれども、どんなになっているんですか。

○**河野商工政策課長** 権限移譲につきましては、行政経営課の方で市町村の研修会とか説明会とかをやっております。基本的には、改正理由のところにありますように、県民主役の県政という観点からいきますと、県と市町村の適切な

役割分担のもとで、住民に身近な行政につきましてはできる限り住民に身近な市町村で担うことがふさわしいということで、積極的に進めていくという方針でやっております。進め方もパッケージ方式みたいに、例えば商工部門では商工部門でこういうのがあります、こういうので引き受けてくださいみたいな形で引き受けやすいような形にしております。

財政措置の件ですけれども、移譲されました事務を執行する場合には、人件費とか旅費、需用費など事務処理に必要な経費がございますので、これにつきましては、各事務ごとに事務処理に必要な経費について交付金による措置を行うということで考えておまして、これで市町村の取り組みを支援することにしております。ちなみに、それぞれの事務と申しますと、事務によっては単価が違うものですから、一つの事務についてどれぐらいの経費が要するというのを積算しまして、事務ごとに単価を計算しております。そういう意味で申しますと、県全体でいきますと、1件当たりでいきますと数十円から数百円程度のものから、一番高いものでは1カ月ぐらい要する事務では60万程度のあるようがございます。ちなみに、商工関係で申しますと、工場立地法の申請届け出受理は5,500円という形でそれぞれの事務ごとに単価は計算されております。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

なければ、その他の報告事項ではございませんか。

○榑藤委員 先ほどの観光調査の結果の中で増加した理由という説明があったんですが、道の駅というようなことであったんですが、それ以外に、中をよく見てなくてわからないんですが、生目の杜のソフトバンク等の効果はかなりあっ

たんじゃないか、これは16年度でふえて17年度には増加要因にならないのかどうか。

○松原観光・リゾート課長 県内客につきましてはの誘客効果、資料の中では道の駅「フェニックス」を入れておりますが、それ以外では港の駅「めいつ」などが上がっております。また、施設では飢肥のお城の方が「わかば」の効果でふえております。プロ野球関係のキャンプのお客さんについてですけれども、これらにつきましては、こちらの方に直接数字を入れていないんですけれども、観光客数の総体につきましては、県外から入ってくる車が何台ぐらいあって、そのうち観光客がどのぐらいの割合だったとか、いわゆる年間を通じて集計しているものではございませんで、年に何回かの時点で入り込み客数などを調べまして、それを年間の推計という形で出しております。その中には当然キャンプの観客が織り込まれているという形になっております。

○榑藤委員 細かに分析というのは難しいと思うんですが、私がお聞きしたのは、ソフトバンクが県外も含めて非常に来たと、それは16年度に寄与していたのか、17年度の寄与には余り関係ないのか、そういう質問です。

○松原観光・リゾート課長 本統計は17年1月から12月まででございますので、2月の春季キャンプ、秋季キャンプ、こちらの数字については統計の中では織り込まれているということでございます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

そのほか何かございませんか。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時32分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託をされました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野口土木部長 本日付で土木部長を命じられました野口でございます。よろしくお願いたします。また、本日付の人事異動で私のほか、荒川道路建設課長が道路保全課長を兼任することになりましたので、御報告を申し上げます。委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御支援のほどよろしくお願いたしたいと思っております。

次に、おわびを申し上げます。先月16日の前部長ら幹部職員3名の逮捕に続き、12月4日にも高岡土木事務所長が競売入札妨害罪の容疑で逮捕されました。たび重なる土木部幹部職員の逮捕であり、公共工事に対する県民の信頼は大きく失われております。大変残念なことであり、深くおわびを申し上げます。今回の事態を真摯に受けとめ、職員の厳正な規律の確保とともに、入札・契約制度のさらなる改革を行い、県民の皆様への公共工事に対する信頼回復に土木部職員一同全力で取り組んでまいります。

次に、お礼を申し上げます。去る10月30日及び11月9日に東京都におきまして開催されました東九州自動車道建設促進中央大会及び九州横断自動車道延岡線建設促進中央大会、並びに11月19日に延岡市北方町において開催されました国道218号北方延岡道路蔵田一北方間着式につきましては、坂元議長を初め、多数の議員の皆様へ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後とも東九州自動車道を初めとする高規格幹線道路網の早期整備に向け、全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め、県議会の皆様により一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます土木部所管の議案について、その概要を御説明いたします。お手元にあります1枚紙で概要説明の要旨というものをお配りいたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。まず、1の議案等の(1)議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてであります。今回の土木部の補正額は、一般会計で6,566万8,000円の減額をお願いしております。その内訳といたしましては、補助公共が7億4,833万2,000円の増額、地方道路交付金が8億1,400万円の減額となっております。内容といたしましては、国庫補助決定等に伴う補正であります。これにより補正後の土木部所管の予算は1,003億7,461万7,000円となります。このほか、今回繰越明許費として14事業、99億8,840万円、債務負担行為の追加として4事業、51億82万3,000円をお願いしております。

次に、(2)の議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。これは、知事の権限に属する事務の一部について取り扱いを希望する市に移譲することなどに伴い、条例を改正するものであります。

次に、(3)は議案第10号「工事請負契約の締結について」でございます。

続いてこの紙の裏面をごらんいただきまして、(4)及び(5)の議案、第12号及び第13号は、有料道路一ツ葉道路の通行料金の引き下げ等に伴うものでございます。

次に、(6)は、議案第14号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

次に、(7)及び(8)は、報告事項としまして、「損害賠償額を定めたことについて」及び「県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について」でございます。

また、最後に2のその他の報告事項といたしまして、(1)として、川内川河川激甚災害対策特別緊急事業の採択について、高速道路建設予定地内の補償金目的植栽行為箇所数等についてでございます。

以上が私からの説明でございます。当委員会で御審議いただきます議案及び報告事項の詳細につきましては、この後それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

○後藤管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が「平成18年11月定例県議会提出議案」、2つ目が「11月補正歳出予算説明資料」、3つ目が「11月定例県議会提出報告書」でございます。土木部関係分だけを抜粋してお手元の常任委員会資料にまとめておりますので、各課はこの委員会資料で説明させていただきます。また、委員会資料を開いていただきますと、目次に各課の説明項目とその下に議会提出資料とその該当ページを記載しております。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。土木部の11月補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正予算は、ただいま部長が申しあげましたように、主に国の当初内示と県予算の差を事業間で調整したことによるものでございます。この表は、今回の補正額

などを一覧表にしたものでございます。一般会計と特別会計を合わせた補正後の土木部の予算は、表の一番下の右から2番目に記載しております1,003億7,461万7,000円で、前年度同期比で73.5%となっております。

2ページをお開きください。まず、補助公共事業の補正でございますが、道路事業が6億7,960万2,000円の増額、河川事業が2億6,500万円の増額、砂防事業が7億7,858万6,000円の増額、港湾事業が4億2,262万円の減額、住宅事業が9,123万6,000円の減額、街路事業が4億6,100万円の減額、合わせて7億4,833万2,000円の増額となります。次に、下の表の地方道路交付金事業でございます。道路事業と街路事業を合わせて8億1,400万円の減額となり、合計では6,566万8,000円の減額となります。

次に、3ページの繰越明許費でございますが、公共道路新設改良事業など14事業、99億8,840万円をお願いしております。繰り越しの主な理由といたしましては、用地交渉や工法検討に日時を要したことや、国の予算内示の関係等により工期が不足することなどによるものであります。

次に、4ページをお開きください。債務負担行為補正でございます。記載のとおり、道路建設課の公共道路新設改良事業費や地方道路交付金事業費などで51億82万3,000円の追加をお願いしております。

補正予算の内容につきましては、後ほど関係課長が御説明いたします。なお、今回の談合事件に関する資料の要求がございましたので、お手元に資料をお配りいたしております。

管理課につきましては以上でございます。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 道路建設課と道路保全課について御説明させていただきます。

まず、道路建設課の補正予算について御説明いたします。委員会資料の4ページをお開きください。初めに、債務負担行為補正であります。まず、公共道路新設改良事業費ですが、国道218号の延岡市岡富地区の拡幅工事のために債務負担をお願いするものであります。次に、地方道路交付金事業費ですが、県道土々呂日向線につきましてJR日豊本線との立体交差工事を実施するものでございます。次の道路建設受託事業費ですが、国道269号加納バイパス工事に関連しまして、同バイパスと交差します町道加納元山線を清武町が改良する計画があり、県と清武町で調整を行った結果、県の受託事業として一体的に整備するものであります。次に、宮崎県道路公社が一ツ葉有料道路の事業計画を変更することに対する債務保証でございます。これは、一ツ葉有料道路につきまして、料金値下げと料金徴収期間の延伸を予定しておりますが、今後の料金徴収期間中の債務を保証するものであります。

7ページをお開きください。次に、歳出予算の補正であります。3億3,837万2,000円の減額をお願いしております。右から3列目になりますが、補正後の額は273億4,119万6,000円となります。

8ページをお開きください。補正予算の内容でございますが、まず、(事項)公共道路新設改良事業費であります。国庫補助決定に伴い、6億6,262万8,000円の増額をお願いしております。次の(事項)地方道路交付金事業費であります。地方道路整備臨時交付金の決定に伴い、10億100万円の減額をお願いしております。予算関係については以上であります。

27ページをお開きください。議案第12号「有料道路『一ツ葉道路』の事業変更に係る同意に

ついて」であります。一ツ葉有料道路につきましては、ことし5月から6月にかけて実施しました料金値下げ実験に係る報告の中で早期の料金値下げに向けて検討していることを御報告してきたところでありますが、このたび、1の事業変更の理由にありますように、一ツ葉有料道路につきまして、有効活用と周辺道路の渋滞緩和など県民の利便性向上を図り、あわせて未償還金を処理していくため、料金を値下げするとともに、料金徴収期間を延伸することといたしました。

2の事業変更の概要ですが、(1)の工事の区間並びに接続する道路の名称、地名等の変更、これにつきましては、市町村合併等により地名が変わっているものなどがありますので、これらを現在の名称に変更するものであります。

(2)の料金の変更につきましては、一ツ葉有料道路北線の全車種の利用料金を値下げ実験のときの料金に引き下げまして、南線につきましても、大型車の利用料金を引き下げております。なお、変更後の料金は来年4月1日から適用いたします。次に、(3)料金徴収期間の変更ですが、10年間延長しまして平成32年2月28日までといたします。

3の今後の手続についてですが、県議会の承認をいただきました後、宮崎県道路公社から国土交通大臣へ変更許可申請書を提出いたします。

なお、次の28ページから、変更内容を変更前、変更後で整理した資料をつけております。料金表につきましては、33ページにつけておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、34ページをお開きください。議案第13号「宮崎県道路公社の業務の範囲及び道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更

ついて」であります。1の変更の理由と2の変更の内容ですが、先ほど説明いたしました一ツ葉有料道路の事業の変更手続とあわせまして、道路公社の定款記載事項につきまして、日本道路公団が民営化されたことにより当該法人の名称を変更することと、市町村合併等により変更されている路線管理区間の地名を現在の名称に変更するものであります。3の今後の手続についてであります。県議会の承認をいただきました後、道路公社と県が共同しまして国土交通大臣へ変更許可申請書を提出いたします。

なお、次の35ページに新旧対照表をつけておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、道路保全課の補正予算について御説明いたします。委員会資料の9ページをお開きください。当課の補正予算額は、1,697万4,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は133億1,780万9,000円となります。

10ページをお開きください。まず、上から5行目の(事項)公共交通安全施設事業費であります。これは、国の補助を受けて自転車歩行者道の整備や歩道段差の改善などを行う事業であります。国庫補助の決定等に伴い、4,202万6,000円を減額するものであります。次に、2番目の(事項)公共道路維持事業費であります。これは、国の補助を受けて災害防除や橋梁の補修を行う事業であります。国庫補助の決定に伴い、5,900万円を増額するものであります。予算関係につきましては以上でございます。

次に、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告いたします。委員会資料の37ページをお開きください。道路保全課の報告分は6件でございます。この表の左の方から2番目の列ですが、事案内容をごらんいただきたいと思います。まず、一番上の落石事故でございますが、これ

は、自動車で走行中、道路に散乱していた落石に乗り上げまして、車両の下の部分を損傷したものであります。2番目の安全施設不全事故でございますが、これは、高さ制限のある隧道に高さ制限の標識が設置されていなかったということで、大型トラックが進入し、車両上部が隧道天盤につかえまして損傷したものであります。3番目の安全施設不全事故でございますが、これは、女子高校生が自転車で走行中、歩道側に飛び出した反射板の支柱部分にスカートがひっかかり、破損したものであります。4番目ののり面崩壊事故でございますが、これは、大雨により道路ののり面が崩壊し、道路下の簡易車庫及び軽トラックが全損したものでございます。5番目の落下物事故でございますが、これは、自動車でトンネル内を走行中、モルタル片が剥離して落ちてきまして、フロントガラス等を損傷したものでございます。6番目の落石事故でございますが、これは、自動車で走行中、道路中央付近に落ちていた石に乗り上げまして、車両の底の部分にありますオイルパンを損傷したものでございます。

これらの事故に関しまして調査しました結果、県に道路管理瑕疵があると判断し、それぞれの右の欄に記載しております金額で和解契約を締結したものでございます。損害賠償の総額は190万6,899円でありまして、すべて道路賠償責任保険の契約を結んでおります保険会社から支払われます。事項の説明は以上であります。道路の安全性を確保することは道路管理上最も重要なことですので、事故が発生した場合にはその原因や今後の対策を分析しまして、すべての土木事務所にフィードバックするとともに、同様の事故が発生しないよう日常の道路巡視やパトロールにおける点検項目を見直すなど道路

管理瑕疵事故の削減に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○児玉河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。委員会資料の11ページをお開きください。当課の補正予算額は、2億6,500万円の増額をお願いしております。補正後の予算額が259億132万3,000円となります。

次に、補正予算の内容でございますが、12ページをごらんください。まず、(事項)公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて河川の改修等を行う事業であります。国庫補助の決定に伴い、1億2,700万円増額補正するものであります。次に、2番目の(事項)河川激甚災害対策特別緊急事業費であります。これは、ことし7月の豪雨によりまして甚大な浸水被害が発生しました川内川において10月4日に激特事業が採択されたことによるもので、1億円増額補正をお願いしております。詳細につきましては後ほど報告事項で御説明いたします。次に、3番目の(事項)公共海岸事業費であります。これは、国の補助を受けて住吉海岸において離岸堤等の整備を行う事業であります。国庫補助の決定に伴い、3,800万円増額補正するものであります。

続きまして、工事請負契約の締結について御説明いたします。委員会資料の39ページをお開きください。議案第10号ですが、激特事業に伴います蛇谷川排水機場排水ポンプ設置工事の請負契約の締結についてであります。下の方に位置図を示しておりますが、この工事は、平成17年9月の台風14号に伴い、延岡市の夏田町において甚大な浸水被害を受けたことから排水ポンプを設置する工事でありまして、条件付一般競争入札に付したものであります。1番に蛇谷川

排水機場の工事概要を記載しております。2番に工事請負契約の概要を示しておりますが、契約金額が2億5,714万5,000円、契約の相手方は株式会社石垣九州支店、工期が20年3月25日までであります。債務負担行為につきましては、18年2月の議会で承認を受けております。

次に、報告事項であります。川内川の激特事業の採択について御説明いたします。別途配付しておりますカラー刷りの「川内川河川激甚災害対策特別緊急事業の概要」と書かれている資料をごらんください。この図面には本県関係分を掲載しておりますが、川内川全体の事業概要は、全体事業費が約356億円、今年度から5年間でえびの市から鹿児島県薩摩川内市までの延長62.3キロの区間におきまして河川改修を実施することとしております。図面を見ていただきますと、えびの市では水色の範囲で右下の表にありますように合計394戸が浸水被害を受けております。右側に黄色く塗りました国事業の内訳と書いておるところにありますように、国の直轄事業では西境川との合流部付近の川内川に堤防と水門を整備する計画となっております。実施箇所を赤色の太線で示しております。また、中央の県事業の内訳にありますように、補助事業で県が実施する内容としましては、内堅地区への外水はんらんを防止しますため、稲荷川沿いに赤色の太線で示しておりますように輪中堤を整備します。それから、その外側にある細い赤の円で囲まれている箇所では、7戸の宅地につきましてかさ上げを実施する計画であります。左側中ほどの表をごらんください。国の事業費は全体で約12億2,000万円ですが、今年度は調査設計を実施するというところで伺っております。また、県の事業費は約6億円ですが、今年度は調査設計、輪中堤の用地補償、そ

して一部工事にも着手する計画で1億円の補正を計上しておるところでございます。なお、今年度の国の予算につきましては、国の事業、県の事業とも去る12月1日に予算措置されたところであります。

説明は以上であります。

○児玉砂防課長 砂防課でございます。

常任委員会資料の15ページをごらんください。当課の補正予算について御説明いたします。砂防課の補正額は、7億7,858万6,000円の増額をお願いしております。補正後の額は60億1,687万8,000円となります。

16ページをお開きください。まず、上から5段目の(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流などの土砂災害から人命を保護するものでありますが、国庫補助決定等に伴い、5億2,636万6,000円の増額補正をお願いしております。このうち、主なものを御説明いたします。説明の欄2の地すべり対策事業の1億9,300万円の増額は、昨年の台風14号により被災を受けた椎葉村の夜狩内地区や松尾畑地区の早期復旧を図るため、補正をお願いするものであります。3の災害関連緊急砂防等事業の1億7,760万円の増額は、ことしの8月の台風10号により土石流が発生いたしまして人家が全壊した諸塚村の矢左右谷川において砂防堰堤を実施するものであります。次に、中ほどの(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護するものでありますが、国庫補助決定に伴い、2億5,222万円の増額補正をお願いしております。この主なものを御説明いたします。説明の欄2の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の9,792万円の増額は、ことし7月の豪雨によりがけ崩れが発生しました日南市の上大節地区(油津)や西都市の

朝喰地区(三宅)に擁壁工、のり面工等の崩壊防止施設を実施するものであります。3の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の4,390万円の増額は、昨年の台風14号による被災箇所の早期復旧を図るため、小林市の橋満地区を初め、4カ所において市町村が実施する事業に対して補助を行うものであります。補正予算の説明については以上であります。

次に、41ページをお開きください。特別議案第14号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。これは、先ほど補正予算で御説明いたしましたとおり、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することにしております。地方財政法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。ことしの7月豪雨により発生しました災害に対して対策工事を実施する日南市及び西都市から負担金を徴収することにしております。以上でございます。

○河野港湾課長 港湾課でございます。

委員会資料の19ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で4億2,262万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3番目にありますように、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして86億7,997万3,000円でございます。

それでは、補正の内容について御説明いたします。次の20ページをお開きください。上から5段目の(事項)公共海岸保全港湾事業費でございます。この事業は、県南の外浦港海岸贛波地区において護岸の改良工事を実施するものでありますが、国庫補助の決定に伴い、600万円の増額でございます。次に、下から2段目の(事項)公共港湾建設事業費でございます。この事業は、重要港湾及び地方港湾の建設事業に要す

る経費でございますが、国庫補助の決定に伴い、4億2,862万円の減額でございます。減額の大きい事業は説明事項欄の1の港湾改修事業であります。この事業は、細島港外3港におきまして防波堤や物揚げ場などを整備するものでありますが、3億300万円の減額でございます。

港湾課につきましては以上でございます。

○藤村都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。委員会資料の23ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で2億7,400万円の減額になっております。補正後の額は、右から3列目に記載しております36億5,988万3,000円となります。

次に、補正予算の内容であります。24ページをお開きください。上から5段目の(事項)公共街路事業費であります。国庫補助決定に伴い、4億6,100万円の減額となっております。説明の欄の1の道路改良1種につきましては、国庫補助決定に伴い、3の街路整備促進事業の中に振りかえられたものであります。また、2の橋梁整備事業や4の日豊本線日向地区連続立体交差事業につきましては、その事業費の一部が公共街路事業費から下の(事項)地方道路交付金事業費に振りかえられております。これらによりまして、(事項)地方道路交付金事業費につきましては1億8,700万円の増額となっております。補正予算については以上であります。

次に、41ページをお開きください。議案第14号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」の2番目の地方道路交付金事業であります。これは、ただいま補正予算のところでも触れましたとおり、日豊本線日向地区連続立体交差事業につきましても、その一部が公共街路事業から地方道路交付金事業に振りかわりました

ので、地方道路交付金事業でも日向市から市町村負担金を徴収することについて議会の議決に付するものであります。

次に、43ページをお開きください。議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。初めに、1の改正の趣旨のうち、1)の市町村が処理することとなる事務についてありますが、土地区画整理法及び駐車場法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上や事務処理の効率化の観点から、取り扱いを希望する都城市及び日向市に移譲するため、改正するものであります。続きまして、2)の施行者の追加についてありますが、土地区画整理法において土地区画整理事業の施行者として新たに区画整理会社が追加されたため、所要の改正を行うものであります。次に、2の移譲する事務の内容であります。土地区画整理法の関係では、事業認可区域内の建築行為の許可等に関する事務を移譲いたします。また、駐車場法の関係では、駐車場の届出等に関する事務を移譲いたします。次に、3の施行期日につきましては、資料に記載しているとおりでございます。なお、次のページから新旧対照表をつけておりますが、説明は省略させていただきます。

都市計画課は以上でございます。

○江川建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。常任委員会資料の25ページをお開きください。当課の補正額は、9,123万6,000円の減額をお願いしております。補正後の額は31億3,842万9,000円となります。以下、補正の内容について御説明いたします。

26ページをお開きください。まず、(事項)公

共県営住宅建設事業費であります。これは、県営住宅の整備に要する経費であります。国庫補助の決定に伴いまして3,525万4,000円の増額であります。次に、2つ目の（事項）公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、民間の土地所有者等が建設する公共優良賃貸住宅に対して助成する事業であります。国庫補助の決定に伴い、1億2,649万円の減額であります。補正予算については以上であります。

次に、47ページをお開きください。議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。まず、1の改正の趣旨であります。租税特別措置法の一部改正により条項が追加されたことに伴いまして、宮崎県における事務処理の特例に関する条例について引用規定の改正を行うものであります。2の改正の内容についてであります。条例第2条の別表に市町村が処理する事務の範囲が定められており、今回、中ほどの表のように、優良宅地の認定及び優良住宅の認定のそれぞれにつきまして、現行の法人の認定申請に係るものに、改正案の波線で示しておりますとおり、連結法人の認定申請に係る規定を追加するものであります。施行の期日は平成19年4月1日からとしております。

次に、49ページをお開きください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について御報告いたします。一番左の種類の欄が訴えの提起となっておりますこの5名につきましては、住宅の家賃を滞納しており、再三再四の請求に対しても家賃の納付がないことから、条例の規定によりまして住宅の明け渡し請求を行ったところではありますが、期限までに住宅を明け渡さないため、住宅の明け渡し及び家賃の支払いの訴えを提起するものであります。

また、次の50ページをお願いしたいんですが、種類が和解となっております4名の相手方につきましては、明け渡し請求後に分割納入を行う旨の申し出がありましたので、和解を行うものであります。今後とも悪質な滞納者に対しましては、受益者負担の公平の観点から今回の案件同様、法的措置を行う所存であります。

建築住宅課は以上であります。

○舟田高速道対策局次長 高速道対策局でございます。

委員会資料の51ページをごらんください。高速道路建設予定地内の補償金目的植栽行為箇所数等についてであります。このことにつきましては、従来より反社会的な行為として自主撤去を要請してきているところでございますが、表の4段目でございます高鍋―西都間の4件のうち、2件がこのほど自主撤去をされましたので、全体件数としまして、これまでの27件から25件となったところでございます。今後とも起業者であります西日本高速道路株式会社と一体となって自主撤去を強力に要請していきまるとともに、応じない場合は、土地収用法による法的な手続も進めながら早期解決に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しました。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時14分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案について質疑はございませんか。

○長友委員 一ツ葉有料道路の料金徴収の件について伺います。当初の料金徴収、初歩的な質問ですが、徴収期間というのは何年で終わるようになっていたのか、またどれくらいの負債が

残っていたのか、お尋ねします。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 一ツ葉有料道路でございますけれども、一ツ葉有料道路につきましては、料金徴収期限といたしますのが平成22年2月でございます。平成18年3月時点で未償還金が66億ほど残っております。

○長友委員 明年度から料金が安くなるということでありまして、その間、償還期間等が10年間延びるといふことなんですけれども、それまでに未償還金の解決ができるという予測になっているのかどうか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 この前、5月から6月にかけて1カ月ほど実験をさせていただきました。昨年度もいろんなアンケートを取りながら、そういった推計もやっておったわけでございますけれども、実験で一応検証したと。その実験の結果も加味しながら、将来の交通量を推計しております。その推計した中で、計算の中で、この10年間の中で未償還金をすべて返済することができるというふうに判断しております。

○長友委員 今回の措置によって非常に交通量がふえて早目に償還できるという見通しが立った場合には、10年間というのを短縮する予定があるのかどうか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 現在の計算では10年間で未償還金を返すというふうになっております。今の申し出のようにあくまでも交通量は推計でございます。上の方にぶれたり下の方にぶれたり、いろいろあるかと思えます。周辺道路の整備の状況、そういったこともいろいろ変わってくる可能性があります。そういうことの中で、現在の推計の中においては10年間と考えていますけれども、交通量が大きく伸びて未償還金が早く返済できるという状況になっ

た時点でまた国の方に協議することになると思います。

○長友委員 逆の場合もあるということですね。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 この交通量の推計につきましてはあくまでも推計ということでございますので、国の方からも、下の方のぶれで2割ぐらい減った場合どうなるかということも言われております。そうなりますとぎりぎり非常に厳しい状況になるんですけれども、そういったことで推計をしておりますので、あくまでも将来交通量から計算しているということでございます。

○中野副委員長 関連。有料道路の関係の去年の単年度収支はどうなっているんですか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 去年といえますか、毎年8億円程度黒字になっております。

○瀆砂委員 一ツ葉有料道路が当初22年で完済するという計画のもとに、219号から春田バイパスを通して宮崎環状道路の計画がなされておったんです。22年以降は一般の道路に返すということで、周辺から見た道路交通網の整備、あるいは渋滞の緩和、あるいは時間の短縮等を含めて期待感もあつたんです。こういうことになってきたと。さっきの話では10年間で66億円を償還するということなんです、8億円の黒字があつたんだとしたら、そのときは80億円が計算ではできるわけです。これをより短くするという意味では、当初計画のあつた環状道路というんですかね、広瀬バイパスを早急に進めて、これを開通することによって利用度もふえますから、あるいは空港までの宮崎港のところの寸断された部分、この辺の事業をできるだけ短期間のうちにつくり上げて空港まで行けるように、あるいは別途の意味でバイパスとして活用できるよ

うに、そういうものも今後考えて、考えてというかむしろ実行していかないといけないと思っているんですけども、その辺はどう考えておられますか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 先ほど言われましたように一ツ葉有料道路と広瀬バイパス、この関連も当然ございます。それと最初におっしゃいましたけれども、現在8億ぐらい返しておりますけれども、料金を下げるということで収入は減ります。減るものですから、下げた後は6億から7億、その辺に推移するんじゃないかと推定しております。それから、環状線としての広瀬バイパスと一ツ葉有料道路の関係でございますが、おっしゃるように広瀬バイパスが開通しますと一ツ葉有料道路の方を利用される車がふえてくるのではないかと、そういうふうに推定をしております。そういうことですので、広瀬バイパスをできるだけ早く開通できるようにしていきたいと。それがまた一ツ葉有料道路の償還の方にも響いてくるというふうに考えております。

○濱砂委員 なぜそうかというのと、けさ早目に病院に行かねばいかんかったものですから、7時半ぐらいに家を出て219号を走ったんです。ふだんは私は8時半ぐらいに家を出て、ここに9時過ぎに着くように来るんですけども、そのときはそう感じないんですが、朝、春田バイパスをおりたところから、住吉の小学校あたりから10号線に入るまでずっと渋滞するんです。あの区間だけで普通走っているときと10分ぐらい時間が違います。もし佐土原のバイパスが抜けたら、かなりの人たちは向こうを抜けていくんじゃないかと思ったものですから、早急に事業を進めて早期改修ができるようにぜひ頑張ってください。

○榎藤委員 39ページですが、蛇谷川のやつですが、これについてはいつも水が上がる場所だという印象ですが、ポンプ2台ということだけで、概念的に余りわからないんですが、感じとしては去年ぐらいの水だったらどうなるのか、台風の内水の量ですね、そういったところの一般の人にわかるような説明をお願いします。

○児玉河川課長 内水対策をやる場合には国の補助を受けてやるわけですが、その場合には全国的な基準がございまして、10年に1回程度の雨が降りましたときに床上浸水にはならないよという基準のもとに、ポンプの規模を計画いたします。10年に1回程度の雨が降ったときには床下浸水する家はあるけれども、床上浸水はしないということなんですが、そういうことでポンプの規模をこの場合には毎秒5トンくむポンプを計画しております。実際に17年の台風のときにどうかというのは、シミュレーションしてみますと、床上は防げるというぐらいの、床下浸水する家はあると先ほど申しましたが、それぐらいのポンプの規模でございます。

○榎藤委員 これは入札の窓口は県がやるんですか。

○児玉河川課長 入札自体は土木事務所で執行しております。

○榎藤委員 手書きの入札結果の一覧表をもらっているんですけども、48%ということですが、普通だったら6割とか8割とか言ってきましてね。1回で落札というか、これでいいんでしょうかという単純な疑問です。

○児玉河川課長 別途今お配りしております1枚紙の入札結果一覧表を見ての御質問だと思いますが、落札率が48.36%となっております。これを1回でやったかどうかということですが、これにつきましては、先ほど説明を省

略いたしました。今回は設計施工一括発注方式という方式をとっておりまして、入札に参加される業者さんに設計もやってもらう、実際の工事もやってもらうということで対応しております。県で初めて試行した入札の形でありまして、これにつきましては、県の要領に基づきまして、最低制限価格は設けずに低入札調査制度で実施するというようになっております。最低制限価格を設けておりませんので、業者さんが入札した額がそのまま有効ということでここに上がっておるんですが、その金額についてかなり低い金額でしたので、本当にこの額でやれるかどうかというのを私どもで詳細に調査した結果、この金額でもまともな実施ができるということがわかりましたので、今回提案をさせていただいているわけですが、どの業者さんも最大で54%、最低で48%ということで、1回の入札でこういう札が入れられております。その結果、一番最低の額のところと契約したいということで今回提案したところでございます。

○榎藤委員 わかりました。

49ページの5件の退去に関連する裁判ですが、ここに名前が出ているので、プライバシーはいいかなと思います。女性のお名前の方等については、例えば母子家庭とか高齢者とかそういうもので、ただ、しかし、滞納が起こった場合は基準に照らしてこういう手続をとらざるを得ないという、非常に難しい判断のもとにこういう行動に出られたんだろうと思いますが、そういう面では一般にどのくらいの滞納とか、あるいは所得があることは間違いのないよと、そういうようなことは確認してから裁判に訴えるというのか、もう何カ月の滞納があったら一律にぱっと裁判に行くということなのか、そういう裁判に至る過程の配慮といえますか、そういっ

たこと等、特に上2人が女性の方だったものですから、気になっての質問です。

○江川建築住宅課長 まず、入居されている方が滞納しますと、納期限を超過した滞納者に対しましては、まず1カ月で督促を行います。それでも支払いがないということになりますと、3カ月を超過した時点で、滞納者はもちろんですけれども、連帯保証人の方にも滞納額の通知を送付いたします。催告をするわけですが、さらにも、さらに支払いがないということになりますと、5カ月ほどしましてまた催告書、あるいは連帯保証人の方にも履行協力の依頼書というのを送付いたします。その後、なおも支払いがないということになりますと最終催告をしまして、あるいは連帯保証人さんにも履行請求をいたしまして、明け渡し請求というのをを行います。明け渡し請求後においても一向に反応がないと、自主的に退去しないということになりました結果、今回この訴えを提起するというものでございます。その間につきましては、いろいろ事務的にそういう日にちになったからそういうことをやるということじゃなくて、それはそれなりにその人の収入に応じた分割納入とかそういうのは十分やった後に、どうしても払っていただけないという方につきましてこういう結果になっているということでございます。

○榎藤委員 大体わかりましたが、結果としては5カ月でそういうふうに期間の最大としては手続を踏んでいただくことはわかりましたが、そうこうしているうちに例えば8カ月になるとか、この2件の場合は5カ月なんですかね。

○江川建築住宅課長 事務的な手続といたしましては、今のようなことでございますけれども、結果的にここに御報告申し上げます方の最高月は61カ月という結果になっております。

○榎藤委員 わかりました。

○中野副委員長 資料の47ページ、議案第6号、私、初めて知ったんですが、教えてください。優良宅地優良住宅、これは租税特別措置法で見ると固定資産税が上がる話かなと思ったけれども、目的等について中身を説明してください。

○江川建築住宅課長 優良宅地あるいは優良住宅として認定したものにつきましては、土地を売買した場合にその譲渡について税制上の優遇措置があるということになっておりまして、例えば不動産業者が5年未満の土地を譲渡した場合は10%課税されることとなりますけれども、それが優遇されるということでございます。

○中野副委員長 これは地権者なり家主が申請するんですか。行政の方で強制的に認定ですか。そこら辺はどうですか。

○江川建築住宅課長 宅地を売る方というふう理解していただくとよろしいかと思えます。

○中野副委員長 宅地を売るときはだれでも認定してもらえばそういう措置が受けられるということですか。

○江川建築住宅課長 一定の条件がございまして、例えば都市計画法上の開発行為を受けた優良宅地になっている宅地。

○中野副委員長 もうちょっと詳しく事例を…。開発行為を受けた住宅とはどういう状況のところでしょうか。

○江川建築住宅課長 一団の土地を開発して宅地として供給する場合に都市計画法上の開発行為というのがございまして、その開発行為の基準に従って造成した宅地はそういう基準になっているということでございます。

○中野副委員長 それでは住宅団地としてつくったところはみんな対象になるということですか。

○江川建築住宅課長 基準がございまして、その基準に合致したものということになります。

○中野副委員長 どういう状況のところか認定されてどうなるかと聞いているわけです。

○江川建築住宅課長 用途が住宅地またはそれに関連する公共用地であること、ただし別荘地は除きます。宅地の安全性及び必要な施設については、先ほど言いましたように開発許可基準に適合する内容となっております。

○黒木委員長 そういう資料がありましたら後ほど配付してください。

○江川建築住宅課長 わかりました。

○長友委員 26ページの建築住宅課分だと思えますが、公共優良賃貸住宅の供給促進費、1億2,649万、減額補正になっているわけです。国庫補助決定に伴う補正となっているわけですが、特定優良賃貸住宅供給促進にしろ、高齢者向けの優良賃貸住宅供給促進にしろ、私も現場感覚では、県営住宅に入りたい、特に宮崎市あたりはその競争率が高いと思うんですけれども、必要性があるわけですね。これが国庫補助決定、どういう理由があるのか、わかりませんが、何かあればもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○江川建築住宅課長 高齢者向け優良賃貸住宅といいますのは、毎年5月の末から6月30日にかけて募集を行います。その結果、この減額につきましては、応募が1件ございまして、検討していたんですけれども、途中で辞退することになりまして、この金額を減額したというものでございまして、もう一つの特典優良賃貸住宅につきましても同じように募集しているわけですが、こちらにつきましては、応募がなかったということでございます。

○長友委員 わかりました。

○横田委員 排水ポンプの入札結果についても一回お尋ねしたいんですけども、県が出した予定価格と入札価格がこれだけ大きく開いたということなんですけれども、調べた結果これでもできるという判断をされたということではどこにあるんでしょうか。

○児玉河川課長 詳細に調査しましたので、その内容について御報告いたしますと、一つは、設計施工一括発注方式と申しますのは、業者さんが自分ところの手持ちの機械、いろんなものを使って物をつくれるということで、自分ところの機種に応じた形でつくることによって、こちらがこういう規格でつくりなさいと注文するよりも安くつくれるという部分でかなり安くなったということです。それからもう一つは、今回いろいろ状況を聞いてわかったんですが、仕事も非常に少なくなっていてどうしてもとりたいたということがあったようでして、一つには、メーカーからいろんな部品を購入するわけですが、通常ですと商社等を通して買うとかなり高くなるんです。よく取引のある業者から直接購入するとか、あるいは部品を売るメーカーなんかも通常はその資材を開発した開発費を見込んだ単価で商社を通じて売るわけなんです。今回の場合にはそういうところを通さずにメーカーから直接買うということで購入単価も非常に安く抑える。最後に、一般管理費の中に自社の利益というのは当然あるわけなんですけど、そういったところも極力抑えて入札額をそれぞれの業者さんが見積もりをされたという結果としてかなり安い額で入札されたということでした。

○横田委員 今後こういう同じような事業が出るときには今回の入札価格が新たな基準になる

というふうになるんでしょうか。

○児玉河川課長 今回の入札結果はあくまでも業者さんがいろいろ検討されて入れられた結果であるんですが、今後も同様の案件がございます。年内まだあと2件あるんですが、それについても同じような方式で試行をやるうとは考えております。ただし、予定価格につきましては、今回の結果も踏まえながら、予定価格というのはあくまでも一般管理費等の利潤等も含めた額になりますので、見積もりをとった上で適正な価格を算出して予定価格は決める。ただし、先ほど申しましたように最低制限価格を設けませんので、こういうような結果になる可能性もございます。それは参加される業者さん次第でありますからわかりませんが、そういうことで予定価格については積算していきたいと考えております。

○横田委員 わかりました。

○濱砂委員 先ほどの一ツ葉有料道路の関連ですが、今回の債務保証の17億8,000万はどういう意味のものなんでしょうか。13年間分の債務保証ということは内容はどうなるんですか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 17億円の債務保証のことでございますが、一ツ葉有料道路事業という法律上でやりますけれども、一ツ葉有料道路という道路を運営していく中で、一ツ葉有料道路の中で災害とかいろんな緊急時に道路が壊れたとかそういうこともあり得るということで国の方の指導、そういったこともありまして、毎年約1割程度積み立てをなさいてなっております。現在はその積み立てるところを、借入金を返した方が、利子がついているものですから、返した方が得なものですから返しているんですけども、その積み立てをしていったとき、平成32年、10年後に積立額が53億ぐ

らい積み立てないといけないような計算になるわけです。国の方の変更許可の申請書の中です。ところが、ずっと推計しております交通量で収支を出していきますと、その時点で36億ぐらいまでは積み立てできるだろうというふうに試算しています。その差額、53億から36億、その17億が積み立てができないということで県の方が債務保証しなさいという国の方の指導でございます。そういうことからこれは来ております。

○濱砂委員 一般的に債務保証というのは借入金の保証とかいう感覚なんです、これは積立金になるんですね。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 通常のお金を借りてその借りたやつを保証、単年度ごとにありますけれども、そういうのはちょっと違うかなと思っております。変更許可を受けるための、計算上そういうふうには積み立てが53億ぐらいにならないといけないものですから、足りないものですから、それを保証するということでございます。現在の積み立ての中で、一ツ葉有料道路の災害とか大きなものがあつた場合、その36億の中で手直しとか復旧をしていくことになります。私の考えではそれほどの影響はないんじゃないかと思っております。

○濱砂委員 了解です。

○坂口委員 さっきの排水ポンプ関係です。条件を提示しての設計施工までの一括受注というかそういう入札方式と思うんですけれども、どこらまで条件を入れていくか、将来の一つの方向にはなると思うんです。一つには操作のしやすさとか、ロングライフコストとか、耐用年数とか、排水能力だけじゃなくて、そこらがどれぐらいまでの条件を提示しての入札、今回の場合は。

○児玉河川課長 手元になくて申しわけございません。概略設計までしかやっておりません、その中でポンプの揚程、それとか毎秒何トンくまないとけないかというのは当然示しているわけですが、あとは委員おっしゃった耐用年数、そういった通常私どもが詳細設計までやって発注する段階で設けなくてはいけない基準、そういったものについては基準を設けているんですが、それについて業者さんはポンプの径とかいろいろなもの、我々は1,000ミリを標準として提示したわけですがけれども、業者さんによっては900ミリの方が自分ところの工場づくりやすいとか、そういうものについては別になつてもいいですよ、最低限変えられない基準を示した上で出しております。詳細については手元にないのでわかりません。

○坂口委員 概略わかればいいからと思って、一つの今後のやり方として、今バリューエンジニアリングなんかも取り組んでおられる。そこが径を変えたり、あるいはモーターを変えたりとか、そういう部分にバリューエンジニアリングというのはなっていくのかなと。その点検としてインハウス型かアウトソーシング型かの作業グループを一つ持つ。今後の入札とか契約のあり方の流れの一つに……。ただ、その中で最終的にこの方式の熟度の高い方式となると、ライフサイクルコストなり、維持管理を市町村がやろうと民間委託にしていこうと、操作がだれがやってもできるとか、経験がなくてもできるとか、注意すべきあるいは守るべき事項が簡単とか、今の公共事業の流れを見ると、そういうものまで含めたもので最終的な一つの契約方式が確立されてくるのかなと。ぜひその方向で積極的に導入していただきたいなというのが一つあるんです。横田委員が言われたような方式で

すけれども、それが当然市場性を反映した単価になってくるのかわからんですけれども、物価調査会と単価のあり方を考えると、今のような不況の中でシビアにこれがやっていたときに、果たして長い目で本当にいいものを確保できて県民サービスが提供できるかと心配があるんですけれども、そこを注意しながらというところちょっと言葉が微妙かな、今後の大きい課題としてぜひこれは研究していきながら積極的に取り組んでいただきたい、要望です。

もう1点、これは全体のものでいいんですけれども、一つには明許繰り越し、僕も勉強不足だったですけれども、まず入札・契約、明許繰り越し分については、今後のものと既に発注したものの、明許繰り越し分が含まれるわけになるんですかね。どこからでもいいです。

○児玉河川課長 今回繰り越し案件を提案させていただいておりますが、その中には発注の終わっているもの、今後発注する予定のものも含んでおります。

○坂口委員 そのときに、設計なんですけれども、工期の設定が既に発注されているものだけか、年度末工期でやって明許繰り越してまた工期の延伸というのがなされる契約方式になっていくんですかね。それとも当初から明許でとったいっぱいいっぱいの工期。

○児玉河川課長 これまで発注しているものは年度内の工期であります。今後発注するものにつきましては、今回の議会で承認いただきましたら、それ以降発注するものについては標準の工期をとって発注することになります。

○坂口委員 既に発注された分で工期延長、繰り越しの理由というのがどんなのが出てくるのかなというところもあるんですけれども、当初見込めなかったのかなと。問題は工期が延びる

部分についての設計なんですけれども、歩掛かりの考え方ですね。工期によって当然歩掛かりが変わっていくというのが一つと、諸経費がすごく変わっていくというのが設計の中で一つありますね。例えば共通仮設費あたりにしても、現場管理費にしても、安全管理にしても、当然工期が違えば、例えばそこに仮設のものを借りてきて置くなり、道路の交通整理の人を置くなりで3カ月の工期でやるのとそれが2年にまたがるのじゃ、諸経費もうんと違ってきますね。当初の設計というものが工期が、今出てですよ、そして明許繰り越しがこの後、議会在承認して設計変更で工期延伸になる。今の設計の中には建前上では3月末までの工期しか歩掛かりも経費もとってないと思うんです。明許繰り越しで延伸されて中身というか図面なり何なりが変わらないときは契約額が増額変更の対象にならないと思うんです。そうすると、今後の健全な契約とか健全な競争を考えたときに、とてもじゃないけど、1億の工事が3カ月でできないというのは業者側はわかっている。しかしながら、それを設計にうたわれている部分だけで積算して行って、歩掛かりというものが通常の標準歩掛かりで積算せざるを得なくなったとき、頭からこれは大変な目に遭う工事で赤字何ぼ出るもわからないなという工事を、しかも予定価格が明示されていてそれ以上は失格となれば、僕は競争の仕方がないんじゃないかと思うんです。だから、そこらの歩掛かりの考え方というものもしっかり持っていただくことと、経費に対しての考え方というものをしっかり持っていただく。そして、設計変更というものは、変更契約を結べばそこに伴う当然自然増するであろう経費というものはいかなるものということをおこの際整理されないと、今の世論が望む契約方向へ

行くのは障害が大き過ぎるんじゃないかという心配を持っているんですが、これは説明のしようもないと思うんですけれども、そこらに対してちょっと大きい視点から、さっきのプロポーザルみたいな入札方式とかと一緒に検討していただくといいかなという気がするものですから、要望です。

○黒木委員長 では、その他、報告事項についてございませんか。

○中野副委員長 これは要望でいいですけども、国富に街路樹があるんです。当初のときは1車線の中に歩道があって街路樹、30年前ぐらいはよかったんですけども、30年もたちますと木が大きくなり過ぎて、根が出っ張って歩道はでこぼこになる。みんな商店街としては、看板は見えない、なくていいというのが本音なんです。今また同じような木を植えようとしているわけです。カラー舗装になって、見ていると、土を固めて上に置くだけですね。がたがたきている。夜なんか散歩する人が多い。そういう中でつまずいて転んだとか、街路樹について、枯らしたというのはおかしいけれども、そんな中でなくなっているところ、それにまた同じ木を植えるのか、私は、商店街の中は街路樹なんか逆に不要だと思っているんです。ぜひ検討してください。要望でいいです。

○徳重委員 きょうの新聞紙上から見たあれなんですけど、今回の談合事件によって業者さん大変困っていらっしゃるわけですが、ヤマト設計さんの入られた談合にかかわった方が指名停止を受けられております。これを首謀したというんですか、中心になったのは県ということで、県が首謀していながら談合に業者を巻き込んでしまったというような形かなと思うんです。指名停止を受けるといって、行政側としてはそうい

う仕組みになっているかと思うんですけども、指名停止をやらなければならなかったそこ辺の根拠というんですか、教えてください。

○後藤管理課長 指名停止につきましては、県が指名停止要領というのをつくっております。これについては公表しております。それに基づきまして、今回の事件につきましては、刑法上の談合罪ということで逮捕されておりましたので、それをもって指名停止要領に基づいて指名停止をしております。

○徳重委員 そういう刑法上の条件ということかもしれないけれども、結果論として県が中心になって執行部が、トップまでいくようなこういう厳しい状況の中でやらざるを得なかったということに対して、例えば本来ならこういう場合は1年というのを半年にするとか3カ月にするとかいうような、そういう猶予も一切考えないということなんですか。

○後藤管理課長 指名停止については要領に基づきまして審査会を開きましてやっているわけなんですけれども、今後、起訴とかその中身によって事実がいろいろ判明してくると思うんですけれども、その場合には、要領の中にも期間についてはいろいろ短縮とか延長するとかそういう規定もありますので、今後、事件の中身がわかってくることによって、そこら辺については指名審査会を開くとかそういう場合も出てくるかと思えます。

○徳重委員 業者さん今度の場合どれぐらいになっているかわかりませんが、1年というような指名停止というのは大変業者さんにとっては厳しい条件と思うんです。1年も受注できないということになりますと倒産に追い込まれるというようなことにもなりかねないと思いますので、今の捜査の経緯というか、実態を見て、早

急に一部変更していくとか猶予していくとかいろいろな方法をとっていただきたいと要望を申し上げます。

○**榎藤委員** 土地収用のところで4件中、常識的な対応をした2件は自主撤去ということなのですが、年度末までに裁決が決まった場合等の、所有者がやらなくて裁決がおりました場合には強行撤去とか、仮定で議論するといかんのですけれども、要するにいまだにまだ2つの物件についてはそのままほったらかしということであれば、3月までに所定の手続が終わって強制撤去とか、その後と、それからこの高鍋線については22年の工事完了、こういうこと等についての支障がないかどうか、お尋ねします。

○**小野用地対策課長** 裁決期間ですけれども、案件にもよりますけれども、通常の場合は、裁決申請が出まして裁決までは、今までの例ですと9カ月ぐらいあります。ちなみに、青島バイパスみたいな同様の事件の場合は争点も多くて、苗木の鑑定あたりに時間を要したということで、裁決まで2年8カ月を要しております。委員が言われましたように、裁決が出まして、地権者、関係者が義務を履行しない場合は代執行ということになると思います。

○**榎藤委員** 22年の完成で、青島の例を引かれましたけれども、ここの説明によると年度内の裁決に向けて作業中ということなのですが、青島の場合等についても、物の評価等についてはいろいろ社会的に疑義や批判が多いわけですが、2年幾らもかかったのでは、高鍋までの開通は問題が出てくるんじゃないかという気がするんですが、どうなんですか。

○**小野用地対策課長** 委員がおっしゃるとおり完了年度が決められておりますので、収用委員会といたしましては、裁決申請が上がった場合

には速やかに裁決が図られるように努めていきたいということで考えております。

○**榎藤委員** 管理課長の方から提示いただきましたヤマトの資料に関してなんですが、今年度の末の都城土木の分とか、あるいは日向土木の来年の1月31日の完了日というのがあるんですが、これらについては現在の幹部職員のいろいろな逮捕だとかそういったことで作業が中断したり、完全なものが期待できるのかどうかという素人的な心配なんですが、これはいかがでしょうか。

○**荒川道路建設課長兼道路保全課長** 都城土木事務所と日向土木事務所の設計でございますが、現在設計中ではございますけれども、内容的にはほぼでき上がっている方向だと聞いております。今のところは支障はないというふうに思っております。

○**榎藤委員** 別途これに関連しての話ですが、ヤマトということじゃなくて、きのう副知事の答弁等で入札制度の改善についてはやらなきゃいかんという認識は聞いたんですが、実際に私どももこの議会で決議案を出さないといけないんじゃないかとかいろいろなことを議論している最中ですが、その中で、どういう形で進めるというのが今決まってないかもしれませんが、今の段階で例えば私どもが思うのは、公共3部についてはきのう話がありましたように条件付にしていくとか、あるいは一般競争入札にしていくとか、そういういろんな段階とか目指す方向というのがあると思うんです。そういう中で一番心配なのは、指名競争入札をしていってもさらにアンバランスというか、有利なところがとっていくと、これはやむを得ないのかもしれませんが、そういうことをずっと続けていくと弱い体質のところは淘汰されていく。受注の均等

とかそういう問題等もあります。そういう中で不正を防止するという立場からやはり公共3部が中心になって何か案をつくらんといかんのじゃないか、そんなことも、決議案が云々というところの議論が今されているわけなんですけれども、皆さんの公共3部の手で作れるのか、どこか学者というとおかしいですが、そういうところに諮問をしてやるのか、決まってなければ決まってないでいいんですが、そういうことはまだ今真ただ中で難しいのかどうか、そこ辺は。

○後藤管理課長 部内で技術補佐レベルで現在の入札制度の仕組みについての問題点等をいろいろ議論しておりまして、これを済ませた後、公共3部あるいは総務部門等も入れたワーキンググループを持っておりまして、これも一度その中で議論しております。今後それらの議論を踏まえて、入札制度を見ております適正化委員会というのがありますので、これは第三者が委員となっております。公認会計士さんとか大学の先生とかこういった方々の委員会で現在の問題点等もいろいろ議論していただくとか、そういう手続をしまして、その後、1月にはいろいろな具体的な方向性も見出したいと。そこに当たっては、また県民の意見とかそんなこともいただくとかいう、その場もあると思います。そういう形で今後流動的な面もありますけれども、一番いい方法を検討しながら進めていきたいと。要するに、今現在もいろいろ議論しているところであります。

○権藤委員 わかりました。特に機敏な対応で、私どもの常任委員会でそういうものが完了した形のもので新年度からスタートできるように、大変だろうと思うんですけれども、頑張りたいとお願いするというふうに要望します。

○黒木委員長 以上をもって土木部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでした。暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時7分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、12月11日に行いたいと思います。開会時間は13時30分といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 そのように決定をいたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

午後0時8分散会

平成18年12月11日（月曜日）

午後1時30分開会

出席委員（9人）

委員	長	黒木	覚	市
副委員	長	中野	廣	明
委員		植野		守
委員		坂口	博	美
委員		徳重	忠	夫
委員		濱砂		守
委員		横田	照	夫
委員		長友	安	弘
委員		権藤	梅	義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中	浩	輔
議事課主任主事	今村	左	千夫

○黒木委員長 それでは、委員会を開会いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、一括採決といたします。

議案第1号、第6号、第10号、第12号から第14号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第6号、第10号、第12号から第14

号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 では、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時35分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

閉会中の常任委員会についてであります。来月1月23日に閉会中の常任委員会につきましては開会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定をいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様には長い時間お疲れさ

までございました。

午後 1 時36分閉会